

付 臨時休業について

学校が臨時休業になるのは、次のような場合です。

- ① 和歌山市に「**特別警報**」または、「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**津波警報**」「**大津波警報**」「**大雪警報**」のいずれかがでている場合、
 - 午前**7時00分**の時点で上記の警報が発表されていたら、**学校はお休み**です。過ごし方や食事の用意などのご配慮をお願いします。
 - 午前**7時00分**までに上記の警報が解除されたら、**登校**させてください。ただし、午前6時00分の時点で、上記の警報が発表されていた場合は、**給食はありません**ので、午前中の授業となります。
 - 注意報ではありません。
- ② **学校が避難所となった場合**も学校はお休みになります。
- ③-1 <登校前> 和歌山市で、**震度5弱以上の地震が観測された時は、臨時休業**となります。震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発生される等、危険が予測される場合も**臨時休業**となります。
- ③-2 <登校後> 震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、児童を安全な場所に避難誘導し、情報収集した上で、待機させるか、下校させるかを決定します。
- ④ インフルエンザ等のため**学級閉鎖になった場合、当該児童はお休み**です。
- ⑤ 上記のような警報が発表されていなくても、早晚、発表されることが予測でき、**児童の登校が困難になると判断した場合**、臨時休業とすることがあります。
児童登校後、上記のような警報が発表された時は、児童の安全を確認したうえで緊急下校とし、**学児童は学校待機し、保護者のお迎え**を待ちます。

※ 児童登校後に警報等が発表された場合は「ぐるりんメール」で、下校時刻等をお知らせします。

※ 大切に保管してください。